

(問 35－7) 有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料の認証事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）に対し登録認証機関が行う実地調査について、新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、リモートで実施することはできますか。

(答)

登録認証機関と事業者の双方においてリモート接続に必要な環境が整備されており、現地を訪問して行う実地調査と同水準の内容が確保できる場合は、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品及び有機飼料の認証事業者（生産行程管理者、小分け業者、輸入業者）に対し登録認証機関が行う実地調査は、1の実施方法により、2の事項に留意した上でリモートで行うことができます。

ただし、運用に万全を期するため、実地調査をリモートで行う場合でも、少なくとも4年に1回は訪問調査を行うこととしてください。

実地調査をリモートで実施するか従来どおり訪問調査で実施するかは、認証事業者の意向も踏まえて判断してください。

ただし、次の場合は訪問調査を行うこととします。

- ① 新規認証の調査（又はほ場・施設追加の調査）。
- ② 2年目以降の調査において、書類調査の結果等から、訪問調査を行う必要があると判断したとき。

#### 1 リモート調査の実施方法

- (1) 記録及び書類については、事前に電子ファイル等で登録認証機関に送付し、登録認証機関が確認すること。
- (2) ほ場、工場等の状況（非有機ほ場の土壌との境界、使用禁止資材の飛来・流入対策、製造ラインや保管施設における区分管理の状況等）については、オンラインの動画撮影によりリアルタイムで登録認証機関が確認し、調査の証拠として動画を保存すること。
- (3) (1) 及び (2) の情報で不明な点については、オンライン又は電話等により登録認証機関が追加的に確認すること。

#### 2 登録認証機関がリモート調査を行う際の留意事項

- (1) スマートフォン、携帯端末、PC等を利用し、音声、画像及びデータの共有によりリモート調査を行うこと。  
例えば、記録などは電子メール等で写しを確認、ほ場や工場の状況については、動画等で確認する。
- (2) 調査を通してセキュリティ及び機密性を確実に維持する処置を講じること。

- (3) J A S 法施行規則第 49 条第 3 項に基づき、リモート調査の実施方法について業務規程類に規定すること。
- (4) 調査項目のどの部分について、リモートで行ったかということがわかるよう記録すること。